新型コロナウイルス関連情報(ポルトガルから日本へ帰国する際のご注意)

- ●現在,ポルトガル(及びシェンゲン協定加盟国他)から日本への入国者に対しては,検疫所長の指定する場所(御自宅等)で14日間待機をお願いしており,御自宅等へは公共交通機関を使わず自家用車でのお帰りをお願いしております。同措置は4月末日までの間,実施されます(また同期限は更新される可能性がございます)。
- ●これから帰国される方に対する水際対策に関し、厚生労働省ホームページに詳しく 記載されておりますので、同 HP もご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

シェンゲン協定加盟国*

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

外務省海外安全ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話: +351-21-311-0560 FAX: +351-21-353-7600

e-mail: consular@lb.mofa.go.jp